

二三人もふつくと首を落す。然處是にて切候へと、下坂が作の二尺四五寸の大物切を給りけり。推戴き、或は生胴・生袈裟、或は打首・堅割二十七人迄切りければ、扱も能く切りたり、茂左衛門程有けるよ、其刀とらするぞ歸て休候へと内へ入給ふ。虎口を免れ、右の刀を拜領し足早に歸宅せり。宿所へ歸れば、はや亥刻前にも成りぬ。門を敲きけるに、宿には念佛の聲し、只啼泣の外はなし。茂左衛門が歸るを聞て、兩親並弟妹など取付、蘇生の涙に咽びけり。茂左衛門右の有様一々物語し、君の賜とは思へども、下坂の刀みるもうるさく、若黨にあたへけり。其後悪行彌増、御簾中へ切入可被申旨風説しきりにあり。依之御簾中より早打を以て、忠直亂行の体を東都へ告給ひぬ。御簾中は白隠公の御女、大猷公の御妹也。此際には越後守出生、一伯耆流の後高田を賜る。仍て母堂を高田殿と申候。依之隣國故賀州へ被命、討潰すべき由議定し、已に賀州へ御内意有之よし也。然處に忠直の母儀は、其頃清涼院と申候て證人にて在江戸也。此人願給ふは、此度御免を蒙り越前へ罷越し、一先づ申宥め、本性にも罷成候はゞ、遠流に被處候様に仕度候。若し又母をも見分不申、私をも害し候はゞ、それを相圖に攻潰し可被下哉と

被申上候處、尤に思召其通被仰出候。依之日夜馳急ぎ、既に越前へ到着、直に忠直亂行の席へ出で、忠直の前に臨み、如何成事にかゝる亂行、扱々無勿體次第也。追付隣國より推寄可攻潰よし被仰出候へども、我等一往御詫申是迄參り候。上の御憤りをも休め申様に、暫く穩便に立忍び給ひなば、無程召返さるべし。秀康公の御家運に疵を付給ふな。承引無之においては、其刀にて我等を害し給へと、肌ぬぎ給ひて忠直の膝を推動し給へば、忠直眼は朱をそゞぎたるごとく成りしが、其眼にも涙をはらくと流し、誤入り奉存候。何方へ成とも可罷越候とて、例の血刀を二三間も投捨らる。其時、本性に成給ふぞ御乗物と、清涼院聲かけ給へば、相圖の通り乗物指寄ると、そのまゝ穩便にかきのせ、直に豊後國荻原へ配流有之。其後忠直の弟忠吉を以て忠直の跡とし、越前福居七十五萬石家督し、宰相伊豫守と云是也。凡越前領内にて、殺されぬる人民一萬餘人に及ぶと云。前代未聞の事共也。扱忠直配流の節、一國と多門とは如何成行候哉しるものなし。忠直荻原にても三子あり。永見市正長頼・永見大藏長良と云。女子は小栗美作守が妻

と成りぬ。

右の茂左衛門、老後道甫居士と稱し、我等幼少より隣家にて、此物語毎度申聞候。其外早崎善左衛門三言は、我等姑婿にて忠直の兒小姓を勤候。運強く命助り極老の後、此趣を物語しぬ。按ふに、三河守秀康へ百萬石可被下とて、既に御書出しも調ける時、不幸にて逝去也。然れば忠直大坂の戦功もあれば、旁御加恩も可有之事と、忠直も諸家中もおもひける處、其御沙汰無之故、畢竟は憤恨の情よりかゝる亂行にも及びぬといふ。遠香氏 筆記

一、乞食八兵衛の事

今茲臘月邸内へ出入仕候商人、越後屋吉兵衛と云ものゝ手代市十郎申候は、今月十七日諸方の買懸請取に參り、室町の宿へ罷歸候處、金子三十兩入一袋紛失仕候。路にて落し申ものと存、段々尋ありき候處、或處にて乞食一人見咎め候て、何を尋候哉と申候故、物を取失ひ尋候旨申聞候へば、若金子にては無之哉、我等ひろひ置候金子有之に付、ぬしの尋に參候を待此所に居申候。様子承届無相違候はゞ可相渡旨申候に付、數三十兩證文等の様子も一々申聞候へば、

符合仕候間相渡し可申由にて、不殘相渡候。市十郎感悅の餘り、内五兩取出し禮旁相渡候處、右乞食且て受不申候て申候は、此五兩もらひ申心得に候はゞ、三十兩返し可申候哉、一圓其望無之候由にて受不申候に付、懷中より金一步取出し、せめての禮とて相渡し候へば、左候はゞ是は申請、御酒可給旨にて請取候に付、名を尋ね候へば八兵衛と申候て、車善七手合の乞食のよし申候て相別申候。扱市十郎罷歸、主人吉兵衛へ右の趣申聞、三十兩相渡し候處、吉兵衛も感悅の餘り、達て右五兩八兵衛へ遣度候。明朝早々善七方迄罷越、八兵衛へ可相渡旨申付、則手代頭一人相副遣申候。扱市十郎儀善七宅へ罷越、八兵衛乞食事を尋候處、八兵衛儀昨夕何方にてもらひ候哉金一步持参いたし、乞食仲間共へ申聞け、一分を以て酒肴相調、夜中ひた物給べ申候。給べ付不申物充満仕候故に哉、今曉死失申候よし申候。市十郎あきれ果、死骸も見届候故、善七へ申達し、死骸申受度候間、疎忽に外へ不遣様に申談罷歸、吉兵衛へ其段申聞候へば、則死骸請取り無縁寺へ依頼し、右五兩を以て急度仕たる葬禮營候て弔候旨、市十郎儀園澤右衛門へ迄物語仕候。癸卯歲